

大阪府浄化槽事務処理要領 改正の概要 1/2

No.	改正箇所（改正案）	改正の概要
1	要領本文	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法改正（令和2年4月1日）により、新たに設けられた「公共浄化槽」について、市町村が同法第12条の5の規定に基づき浄化槽を設置するときに、大阪府知事等や特定行政庁と行う協議の手続きに関する規定を追加（第2. 1～3） ・第2. 1～3に公共浄化槽に関する規定を追加したため、項目番号を変更（旧の第2. 及び第3. は、第3. 及び第4. に改めた。 ・保健所を設置する市に関する規定を明記（第2. 1） ・工事を完了する前に、浄化槽設計書に記載した工事業者を変更されたときの手続きに関する規定を追加（第3. 3） ・指定検査機関に対し、浄化槽法第7条に規定する水質検査の申し込みが取り消されたときは、大阪府知事等に情報提供を行う規定を追加（第3. 6） <p>上記以外に、公共浄化槽に関する規定の追加に伴う所要の改正を行った。</p>
2	別表1（新規）	公共浄化槽の設置に関する協議を行うときの図書一覧
3	別表2（新規）	協議を行って設置した公共浄化槽について、変更の協議を行うときの図書一覧
4	別表3	<ul style="list-style-type: none"> ・公共浄化槽以外の浄化槽を設置するときの図書一覧 ・本文の訂正に合わせ、申請先などを訂正
4	別表4	<ul style="list-style-type: none"> ・公共浄化槽以外の浄化槽について、変更を行うときの図書一覧 ・本文の訂正に合わせ、申請先などを訂正
5	<p>【標準的な申請・届出の流れ】 （以下同じ）</p> <p>1. 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請、計画変更確認申請、第18条第2項の規定による計画通知又は計画変更通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きフローを実態に合わせて、時点修正を行った。 ・手続きフロー図及び備考欄から「工事完了報告書」を削除 <p>※「要領第3. 浄化槽工事が完了したときの手続き」では、施工状況報告書と工事完了報告書の使い分けを行っていないため</p>

大阪府浄化槽事務処理要領 改正の概要 2/2

No.	改正箇所（改正案）	改正の概要
6	4. 要領 第2. 三の規定による浄化槽工事業者変更届出書（新規）	浄化槽工事業者変更届出書に関する手続きについて、フロー図を追加
7	5. 浄化槽法第12条の5規定による浄化槽設置（変更）に係る協議申出（新規）	公共浄化槽の設置（変更）に係る協議に関する手続きについて、フロー図を追加
8	様式第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の宛先を一部訂正 ・押印欄及び備考を改正省令に合わせて削除・訂正
9	様式第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の宛先を一部訂正 ・押印欄及び備考を改正省令に合わせて削除・訂正
10	様式第3号	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所は地番で表示するため、「〒」を削除 ・裏面に「住宅地図をコピーして貼付する。」旨を追記 ・公共浄化槽の設置（変更）に係る協議でも使用できるよう、様式を一部訂正
11	様式第4号	改正なし
12	様式第5号	平均流入BODの算出式の誤記を訂正
13	様式第6号	押印及び備考欄を改正省令に合わせて削除・訂正
14	様式第7号	押印及び備考欄を改正省令に合わせて削除・訂正
15	様式第8号	浄化槽工事業者が変更になったときの届出様式を追加
16	様式第9号（新規）	公共浄化槽の設置について、市町村が大阪府知事等と協議を行うときの申請様式を追加
17	様式第10号（新規）	公共浄化槽の設置について、市町村が都道府県知事等に提出した協議書について、変更を行うときの申請様式を追加